

海南市結婚サポートセンター運営業務委託に係る 公募型プロポーザル募集要領

この募集要領は、海南市が実施する「海南市結婚サポートセンター運営業務委託（以下「本業務」という。）」の受託候補者を、公募型プロポーザル方式により選定するために必要な事項を定めるものとする。

1 業務の概要

(1) 業務委託名

海南市結婚サポートセンター運営業務委託

(2) 目的

結婚を希望しながらも、諸事の理由により異性と出会う機会の少ない独身男女に対して、本業務により運営される結婚サポートセンターの利用に要する費用（入会登録料、月会費、成婚料、その他活動費用）の一部を支援することにより、交際のきっかけとなる出会いの場を提供し、交際・結婚へ進展することで、未婚化・晩婚化に歯止めをかける。

(3) 業務内容（契約限度額及び規定の範囲内で自由に企画できるものとする。）

ア サポートセンター運営

イ 広告宣伝

ウ 参加者の募集受付及び問い合わせ対応等の事務

エ 参加者への意識調査アンケートの配布、回収及び海南市への集計結果報告

オ カップル成立後のフォローアップ

※ 海南市結婚サポートセンター運営業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）参照

(4) 履行期間

契約締結日から令和6年3月29日（金）まで

(5) 委託価格の上限

5,560,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）

(6) 成果品等

本業務完了報告書 1部及びデータ一式

（内容）業務実施記録、募集ちらし、結果報告、参加者アンケート分析結果、
打合せ記録、その他関係資料

(7) 問い合わせ・書類等提出先

海南市 暮らし部 子育て推進課 児童係

所在地： 〒642-8501 和歌山県海南市南赤坂11番地

電話番号： 073-483-8430（直通）

FAX番号： 073-483-5010

電子メール： kosodate@city.kainan.lg.jp

2 実施形式

公募型プロポーザル方式

3 応募要件等

(1) 応募要件

本業務の受託候補者選定のためのプロポーザル（以下「本プロポーザル」という。）に応募しようとする者は、次に掲げる応募資格を有すること。

(2) 応募資格

次のアからキまでの全ての要件を満たす者とする。

ア 仕様書に基づく本業務を履行するノウハウを有し、かつ本業務を円滑に遂行するための必要な経営基盤を有していること。

イ 海南市と円滑な連絡調整ができる地域に事業所を有していること。

ウ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。

エ 企画提案書の提出期限において、海南市から指名停止の措置をうけていないこと。

オ 宗教活動又は政治活動を主たる目的とする法人等ではないこと。

カ 海南市暴力団排除条例（平成23年条例第14号）第6条第1項第1に規定する「暴力団関係者等」に該当しない者であること。

4 日程

内容	期間
参加募集開始（市ホームページ）	令和3年7月5日（月）
質問受付期間	令和3年7月5日（月）から 令和3年7月12日（月）午後5時まで（必着）
企画提案書等の提出期限	令和3年7月28日（水）午後5時（必着）
選定委員会	令和3年8月2日（月）（予定）
受託候補者決定・結果通知	令和3年8月3日（火）（予定）

5 質問の受付及び回答

(1) 受付期間

令和3年7月5日（月）～令和3年7月12日（月）午後5時まで

(2) 質問方法

質問書（様式3）に質問事項を記載のうえ、海南省暮らし部子育て推進課までFAX又は電子メールで送付し、電話での確認を必ず行うこと。電話のみでの質問は受け付けない。

(3) 提出先

海南省 暮らし部 子育て推進課 児童係

※上記1(7)と同様

(4) 回答

質問に対する回答は、事務的な事柄を除き、令和3年7月16日（金）までに海南省ホームページに掲載する。

(5) 説明会

本プロポーザルに関する説明会は実施しない。

6 参加申込書・企画提案書等の提出方法

(1) 提出期限

令和3年7月28日（水）午後5時（必着）

(2) 提出方法

海南省暮らし部子育て推進課まで持参又は郵送により提出すること。持参による提出は、土曜、日曜、祝日を除く平日の午前8時30分から午後5時までとする。

(3) 提出先

海南省 暮らし部 子育て推進課 児童係

※上記1(7)と同様

(4) 提出書類

ア 企画提案書提出届（様式1）

イ 会社概要（A4版様式任意）以下の項目は必ず記載すること。

・会社名 ・本社所在地 ・業務内容

ウ 業務経歴書（様式2）

エ 企画提案書（A4版様式任意）

オ 見積書（A4版様式任意）

あて名を「海南省長」とし、業務名称の記載及び代表者の記名押印があるもの。

業務内容ごとに見積金額の内訳を記載すること。

カ 提出部数

6部（正本1部、写し5部）

キ その他留意事項

- ① 提出書類は、日本語を用いるものとし、やむを得ず外国語で記載するものには、その日本語の訳文を付記又は添付すること。また、通貨は日本円とする。
- ② 書類提出後の提案等の修正又は変更は、一切認めない。
- ③ 提出された書類の外、この募集要領及び別紙様式に示された条件への適合の可否について証明となる書類の提出を求める場合がある。このとき確認が取れない場合は、失格とすることがある。

7 受託候補者の選定

受託候補者の選定にあたっては、審査項目に従って、企画提案の内容、事業の実施能力等を評価、採点し、審議の上選定する。

(1) 選定日

令和3年8月2日（月）

※時刻・場所等の詳細については別途連絡する。

(2) 審査項目及び 評価基準

受託候補者の選定にあたっては、次の事項を基準とし、これにより審査する。

審査項目	評価基準	配点
1 基本的な考え方	・企画内容が、発注者の目的及びコンセプトに合致しているか。	5
2 実施体制	・業務の実施体制は十分に整っているか。	10
	・過去の実績や個人情報管理の徹底を含めた信頼性のある取組体制から、事業遂行能力が十分であると認められるか。	10
3 参加者募集	・参加者を集めやすい募集方法が検討されているか。	10
	・市民等の負担が低減され、利用しやすい料金設定が考えられているか。	10
4 実施内容	・既存の登録者がいるか。また、数多くの出会いの場を提供できるか。	15
	・結婚へと導く実施内容となっているか。	15
	・交際開始後のフォローアップが充実しているか。	20
5 経費見積	・見積額は、企画内容等に比して適切なものか。	5
合計		100

(3) 選定結果通知

- ア 参加申込書・企画提案書等を提出した者へ、令和3年8月3日に文書等により通知するものとし、受託候補者を海南省ホームページで公表する。
- イ 選定に対する一切の問い合わせ及び異議には、一切応じないものとする。

8 参加申込者の失格

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- ア 提出書類等が本実施要領の提出方法に適合しない場合
- イ 提出書類等が本実施要領に示された条件に適合しない場合
- ウ 提出書類等に虚偽の記載があった場合
- エ 会社更生法等の適用を申請する等、契約の履行が困難と認められるに至った場合
- オ 審査の公平性を害する行為があった場合
- カ その他、本実施要領に違反すると認められた場合

9 提出書類の取扱い

提出種類の取扱いは、次の各号によるものとする。

- ア 提出書類の著作権は、参加申込者、企画提案書等提出者に帰属する。ただし、海南省が本件の報告、説明、公表等のために必要な場合は、提出書類の内容を無償で使用できるものとする。
- イ 提出書類は一切返却しない。
- ウ 企画提案書等の提出期限（令和3年7月28日(水)午後5時）後は、記載された内容の修正又は変更を認めない。
- エ 本プロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、海南省情報公開条例（平成17年条例第10号）の規定に基づき、提出書類を公開する場合があるものとする。

10 契約

本プロポーザルの審査結果に基づき、海南省は受託候補者と協議し、企画・提案内容を反映した仕様書を調整のうえ、契約を締結するものとする。

ただし、選定した者が、地方自治法施行令第167条の4第1項又は第2項の規定する者に該当することになった場合は、契約を締結しない。この場合、再度、受託候補者を選定する。

11 留意事項

- (1) 本プロポーザルの応募に要する一切の費用は、応募者の負担とする。
- (2) 業務を遂行するにあたり知り得た情報について、海南省の許可なくして外部に漏らしてはならない。